

「図書サービスのあり方について」改訂 概要

図書サービスのあり方における今後の方向性

- これまでの方針を継続し、図書サービス（図書・資料の貸出・返却、レファレンス機能、ICT(情報通信技術)の活用など）をさらに充実させる。
⇒「地域の知の拠点」として、住民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、より市民に利用される図書館となるよう整備を進めていく。

1 改訂の趣旨等

- 平成27年3月に策定した「図書サービスのあり方について」を基本的な指針として位置付け、各種取組を推進。13の具体的方針に基づき、58の取組を実施・検討
- ・とみあい図書館の開設、開館時間の延長、公民館向け団体貸出、在架予約サービス、電子図書館の開設、物語定期便の更新、移動図書館車の更新、県市連携図書貸出サービスの開始、熊本連携中枢都市圏構想に基づく図書館の総合利用など
- 策定から7年が経過し、図書館をめぐる環境は、少子・高齢化や情報化の急激な進展、図書館サービス等に対する市民ニーズの高度化、多様化などにより大きく変化。市立図書館においては、施設の老朽化への対応や、市民ニーズが低くなっている機能の見直しを検討されているところ。また、現在の「図書サービスのあり方について」は取組が終了した項目もあり、現状に即していない箇所もあり。
- 改訂方針:前回の「図書サービスのあり方について」の方針を基本とする。

2 改訂の背景・現状

- 前回の策定以降図書館を取り巻く状況
- ・本市の現状（人口減少、高齢化率26%、年少人口の減少）、人生100年時代の到来、持続可能な開発目標（SDGs）、熊本地震に関する資料の保存・活用、情報化の進展、読書環境の変化、新型コロナウイルス感染症と新しい生活様式、公共施設等総合管理計画策定など
- 国の動向
- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）、著作権法の一部改正など
- 利用状況
- ・(1)貸出冊数、(2)入館者数について熊本地震、新型コロナウイルス等の影響により減少していたが、現在回復傾向。(3)予約件数は、予約貸出しを推奨したこともあり増加傾向。(4)レファレンス件数は増加傾向。(5)電子図書館の利用は増加傾向。学校図書利用カードで利用できるようになったことなどにより、児童・生徒の利用が8割以上を占める。

3 課題・市民のニーズ

- 課題
- ・図書館利用の促進、施設の老朽化等への対応、多様な利用者へのよりきめ細かいサービス、ICTの積極的な活用、地域の情報拠点として市民の暮らしの質の向上や活力ある地域づくりに資するより幅広い取組、子どもの発達段階に対応した読書活動の推進
- 市民のニーズ
- ・アンケート調査（市民の方全般、小中高大学校生）
「図書資料の充実」「電子書籍の充実」、「予約本のセルフ受取サービス」、「図書館カードがなくても貸出が出来るサービス」など

4 体系図

あり方検討のまとめ

あり方検討の論点

I 市民が利用しやすい図書サービスを推進

II 市民の読書、課題解決及び生涯にわたる学びを支援

III 利用者のライフスタイル・価値観の変化への対応

IV 継続的かつ安定的な実施の確保に向けた図書サービスの管理運営体制

具体的方針等

1 図書サービス体制の充実

2 開館時間・日数の延長

3 貸出・返却サービスの充実

4 施設設備の充実

5 資料の充実

6 レファレンス・レフェラルサービスの充実

7 他の施設・機関との連携強化

8 ICT（情報通信技術）の活用

9 交流拠点性の充実

10 子どもの読書活動推進

11 ボランティアとの協働

12 民間活力の導入

13 人材育成